

戸田市障害児（者）生活サポート事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定める戸田市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成10年12月24日市長決裁）に基づき予算の範囲内において戸田市障害児（者）生活サポート事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付及び手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（昭和57年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（助成額）

第2条 前条の助成金の額については、基準単価に登録利用者の利用時間を乗じて得た額とする。

2 前項の基準単価は、各登録団体における1時間当たりの利用料に2を乗じて得た額とする。ただし、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱別表2第1号に規定する限度額を限度とする。

3 第1項の利用時間は、登録利用者に係るものとし、登録利用者1人につき、1年度ごとに150時間を限度とする。

4 第1項の利用時間の算出方法は、登録利用者の1回の利用ごとに1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上60分未満はこれを0.5時間として積算するものとする。

（交付申請）

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の提出期限は、各年度5月31日とする。ただし、登録を受けた年度については、登録月の末日とする。

2 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、登録団体の加入する傷害保険加入証書の写しとする。

（助成金の交付）

第4条 助成金は、規則第16条第1項ただし書の規定により、四半期ごとの登録利用者の利用時間に応じて、請求月の翌月末までに支払うものとする。

2 登録団体は、規則第16条第2項に規定する請求書に次に掲げる書類を添付して、各四半期後の翌月中に、助成金の交付請求を行うものとする。

(1) 生活サポート事業助成金計算書（第1号様式）

(2) 生活サポート事業利用集計書（第2号様式）

(3) 生活サポート事業利用記録簿（第3号様式）

（実績報告）

第5条 規則第13条に規定する実績報告書の提出期限は、翌年度の4月30日とする。

2 規則第13条第2号の市長が必要と認める書類は、事業報告書（事業内容を含む）とする。

（備付書類の保管）

第6条 登録団体は、この事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該助成金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成10年度に限り、第2条第3項中「150時間」とあるのは「37.5時間」とし、同条第5項中「4,000,000円」とあるのは「1,000,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成15年12月25日から施行し、改正後の戸田市障害児（者）生活サポート事業助成金交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月15日から施行し、改正後の戸田市障害児（者）生活サポート事業助成金交付要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日から施行し、改正後の戸田市障害児（者）生活サポート事業助成金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

生活サポート事業助成金計算書

助成金の交付決定額 (A)	円
助成金の既交付額 (B)	円
交付決定額と既交付額 との差額 (C) (A) - (B)	円
団体の1時間当たりの 単価 × 2 (D)	円
県要綱の単価 × 2 (E)	円
市要綱の基準単価 (F) (D)と(E)を比較して 少ない額	円
算出額内訳	基準単価(F) × 利用時間(G) = 算出額(H)
今回の助成金請求額 (I) (C)と(H)を比較して 少ない額	年度 第 四半期分 (年 月分 ~ 年 月分) 円
今回請求分までの累計 (J) (B) + (I)	円

(注) (G)の利用時間は、利用集計書の各四半期ごとの助成金請求利用時間と一致すること。

